

株式会社 中里工務店

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年1月26日～2027年1月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

年次有給休暇の取得を促進し、労働者1人あたり平均年次有給休暇取得日数を6日以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年1月～ 全従業員に対し年次有給休暇をより利用しやすいよう周知徹底を行い、有給休暇取得日数の向上を図る。
- 2023年4月～ 目標に対する進捗状況の確認および情報の公表を行う。